2　前項の規定は、第十五条の十二に規定する特定共済契約の締結に関しては、適用しない。

3　共済代理店は、共済契約の締結の代理又は媒介を行おうとするときは、あらかじめ、利用者に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　当該共済代理店に共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託した組合の名称

二　自己が代理人として共済契約を締結するか、又は共済契約の締結を媒介するかの別

三　その他農林水産省令で定める事項

（利用者の意向の把握等）

第十五条の六　第十一条第一項第十二号の事業を行う組合又は共済代理店は、共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自らが締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行った団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為に関し、利用者の意向を把握し、これに沿った共済契約の締結等（共済契約の締結又は共済契約への加入をいう。以下この条において同じ。）の提案、共済契約の内容の説明及び共済契約の締結等に際しての利用者の意向と共済契約の内容が合致していることを利用者が確認する機会の提供を行わなければならない。ただし、共済契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

（業務運営に関する措置）

第十五条の七　共済代理店は、共済契約の締結の代理又は媒介の業務（自らが締結の代理又は媒介を行った団体共済に係る共済契約に加入させるための行為に係る業務その他の共済契約の締結の代理又は媒介の業務に密接に関連する業務を含む。）に関し、この法律及び他の法律に定めるもののほか、農林水産省令で定めるところにより、当該業務に係る重要な事項の利用者への説明その他の当該業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（自己契約の禁止）

第十五条の八　共済代理店は、その主たる目的として、自己を共済契約者又は被共済者とする共済契約（次項において「自己契約」という。）の締結の代理又は媒介を行ってはならない。

2　前項の規定の適用については、共済代理店が共済契約の締結の代理又は媒介を行った自己契約に係る共済掛金の合計額として農林水産省令で定めるところにより計算した額が、当該共済代理店が共済契約の締結の代理又は媒介を行った共済契約に係る共済掛金の合計額として農林水産省令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超えることとなったときは、当該共済代理店は、自己契約の締結の代理又は媒介を行うことをその主たる目的としたものとみなす。

第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」を「第十一条第一項第十五号」に改める。

第十七条の二第一項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「蓋然性」を「蓋然性」に改め、同条第二項中「蓋然性」を「蓋然性」に改める。

第十七条の四第二項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改める。

第十七条の五の見出し中「議決」を「決議」に改め、同条第一項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「議決」を「決議」に改め、同条第三項中「議決」を「決議」に、「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の五第一項」に改め、同条第四項中「議決」を「決議」に改める。

第十七条の六の見出し中「仮議決」を「仮決議」に改め、同条第一項中「議決又は」を「決議又は」に、「議決は」を「決議は」に改め、同条第二項中「議決（」を「決議（」に、「仮議決」を「仮決議」に改め、同条第三項中「仮議決」を「仮決議」に、「議決が」を「決議が」に改める。

第十七条の七第一項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「議決」を「決議」に改める。

第十七条の十一第一項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「議決」を「決議」に改める。

第十七条の十二第一項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「議決」を「決議」に改める。

第十七条の十三第一項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改める。

第十七条の十四第一項中「第十一条第一項第四号又は第十一号」を「第十一条第一項第四号又は第十二号」に改め、同項第二号中「又は第十一号」を「又は第十二号」に、「同条第一項第十一号」を「同条第一項第十二号」に改め、同条第二項第一号中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第十七条の十五第一項中「第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改める。

第十七条の十六第一項中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第七項中「第十一条の六第三項」を「第十一条の八第三項」に改める。

第十八条第二項中「第八条第三項」を「第六十条第五項第五号」に改め、「規定する内水面」の下に「（第五項第一号及び第五十二条第八項において単に「内水面」という。）」を加え、「漁業を営み、若しくはこれに従事し、又は河川において」を削り、「若しくは養殖」を「、養殖又は増殖」に、「以下」を「次項において」に改め、同条第三項中「（河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合を除く。次項において同じ。）」を削り、「者を漁業を営む者であってその営む日数が一年を通じて九十日から百二十日まで（内水面組合にあっては、三十日から九十日までの間で定款で定める日数をこえるもの」を「個人を、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　組合（内水面組合を除く。）　漁業を営む日数が一年を通じて九十日から百二十日までの間で定款で定める日数を超える者

二　内水面組合　漁業を営む日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数を超える者（以下この号において「漁業経営者」という。）又は漁業経営者及び漁業に従事する日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数を超える者

第十八条第四項中「こえる」を「越える」に改め、同条第五項第一号中「河川」を「内水面」に、「若しくは養殖をする者」を「、養殖若しくは増殖をする個人（漁民を除く。）」に改め、同項第三号の二中「第十一条の二第一項」を「第十一条の三第一項」に改める。

第十九条第二項中「本章」を「この章」に改め、同条第五項中「払込」を「払込み」に改める。

第十九条の二を削る。

第二十一条第二項中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の五第一項」に、「以下」を「第四項及び第七項において」に改め、同条第七項中「第四十七条の六第二項」を「第四十七条の五第二項」に改める。

第二十四条を削る。

第二十五条中「附された」を「付された」に、「附して」を「付して」に改め、同条を第二十四条とし、第二十六条を第二十五条とする。

第二十七条第二項中「議決」を「決議」に、「会日から」を「日の」に改め、同条を第二十六条とし、第二十八条を第二十七条とする。

第二十八条の二中「第二十七条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十条中「第二十七条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第三十一条第二項中「第二十八条」を「第二十七条」に改める。

第三十一条の二第一項第四号中「（回転出資金に係る額を除く。以下同じ。）」を削る。

第三十三条の見出し中「定めうる」を「定めることができる」に改め、同条中「左の」を「次に掲げる」に改める。

第三十三条の二第一項中「第八条第一項」を「第百五条」に、「同項」を「同条」に、「以下単に「入漁権行使規則」という。）」を「第四十八条第一項第九号及び第五十条第五号において単に「入漁権行使規則」という。）、同法第百十一条第一項の沿岸漁場管理規程（第四十八条第一項第十一号において単に「沿岸漁場管理規程」という。）」に、「第百二十九条第一項」を「第百七十条第一項」に、「以下単に「遊漁規則」を「第四十八条第一項第九号及び第五十一条の二第一項において単に「遊漁規則」に、「以下単に「育成水面」を「第四十八条第一項第十二号において単に「育成水面」に、「及び同項」を「及び同法第八条第二項」に、「以下単に「育成水面利用規則」を「第四十八条第一項第十三号において単に「育成水面利用規則」に改める。